

時間外労働の上限規制等に関するオンライン説明会 【労働災害発生状況や転倒災害防止対策について】

令和5年12月26日(火)

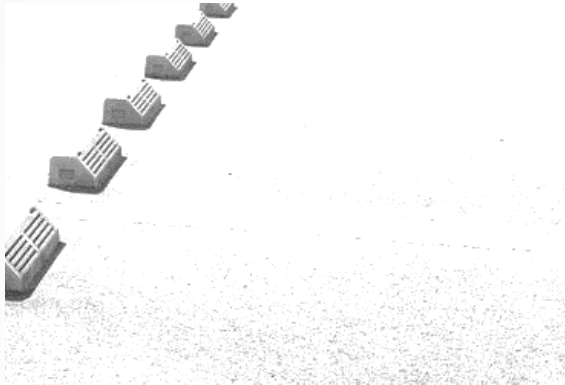
厚生労働省兵庫労働局相生労働基準監督署

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

▶ **転倒しそうになったことはありませんか？**



夕方の駐車場



昼間の駐車場



朝方の駐車場

事例1 スマホをしながら歩いていたところ車止めに気づかず足が引っ掛かり転倒

事例2 駐車場に照明がなく、車止めに気づかず足が引っ掛かり転倒

▶ **凍結箇所が見えますか？**



夕方の凍結状態



昼間の凍結状態



朝方の凍結状態

事例1 工場構内の通路を歩いていたところ、夕方で凍結箇所が分からず足が滑り転倒

▶ 職場でこんなことありませんか？



床が水で濡れていて滑った!!



梱包用のバンドにひっかかって転んだ!!



階段を踏み外した!!

雨の日に滑って転んだ!!



電源コードにひっかかって転んだ!!

▶ **仕事中なら、これらは全て労働災害です!**

令和5年度以降の転倒災害防止対策

➤ 意識啓発から具体的対策の促進へ

- ・増加し続ける転倒災害への対処のため、軽視されがちな転倒災害をリスクであると労使に認識させ、取組を促すための意識啓発策として「STOP！転倒災害プロジェクト」に取り組んできた。
- ・転倒災害が最も多い労働災害であることの認知は進んだ一方で、プロジェクトのマンネリ化や具体的な対策を訴求できないことも一因として、労使の行動変容・災害の減少につながっていない現状がある。
- ・災害の減少を目指し、今後はエビデンス（転倒災害の実態）も踏まえた具体的な対策を促進していく。
- ・なお、14次防においても転倒を含む行動災害防止対策が重点事項の一つとされているが、転倒対策は積年の課題であり、取組の見直しを図り、次のとおり対応する。

<14次防抜粋>

労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- ・ **転倒災害対策（ハード・ソフト両面からの対策）に取り組む事業場の割合を2027年までに50%以上とする。**
- ・ **中高年齢の女性労働者に多い転倒災害の発生状況の周知や、第三次産業の業界の実態に即した基本的労働災害防止対策の啓発ツール等の作成・周知を行うとともに・・・**

令和5年度以降の転倒災害防止対策

➤ 身体機能の維持向上のための取組(ソフト対策)について

- ・事業者には「エイジフレンドリーガイドライン」も踏まえて取組の促進を図っていただきたい。
令和2年3月16日付け基安発0316第1号→
「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインの策定について」



<エイジフレンドリーガイドライン抜粋>

第2 事業者に求められる事項

4 高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

(3) 心身両面にわたる健康保持増進措置

集団及び個々の高年齢労働者を対象として、身体機能の維持向上のための取組を実施することが望ましいこと。

- ・フレイルやロコモティブシンドロームの予防を意識した健康づくり活動を実施すること。
- ・身体機能の低下が認められる高年齢労働者については、身体機能の維持向上のための支援を行うことが望ましい。例えば、運動する時間や場所への配慮、トレーニング機器の配置等の支援が考えられること。
- ・保健師や専門的な知識を有するトレーナー等の指導の下で高年齢労働者が身体機能の維持向上に継続的に取り組むことを支援すること。

- ・「エイジフレンドリー補助金」については、令和5年度の受付期間は終了しました。

令和5年度以降の転倒災害防止対策

➤ 中高年齢の女性労働者への骨粗鬆症検査(健康増進事業として市町村が実施)の受診勧奨について

- ・市町村と住民(労働者・事業者)でコミュニケーションを行い実施するもの。
- ・事業者への訴求に当たっては必要に応じ「エイジフレンドリーガイドライン」も根拠として示します。

令和2年3月16日付け基安発0316第1号→
「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインの策定について」



<エイジフレンドリーガイドライン抜粋>

第2 事業者に求められる事項

3 高年齢労働者の健康や体力の状況の把握

(1) 健康状況の把握

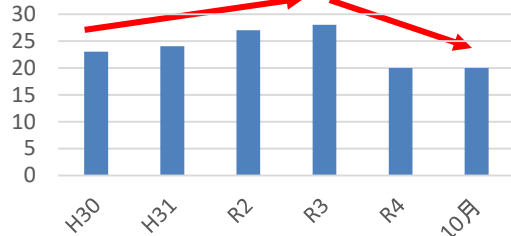
労働安全衛生法で定める雇入時及び定期的健康診断を確実に実施すること。その他、以下に掲げる例を参考に**高年齢労働者が自ら健康状態を把握できるような取組を実施することが望ましいこと。**

- ・高年齢労働者の定義について、**労働安全衛生法では一律に定めはありませんが**、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」では、**高年齢者の年齢を55歳以上**、中高年齢の年齢を45歳以上と定めています。

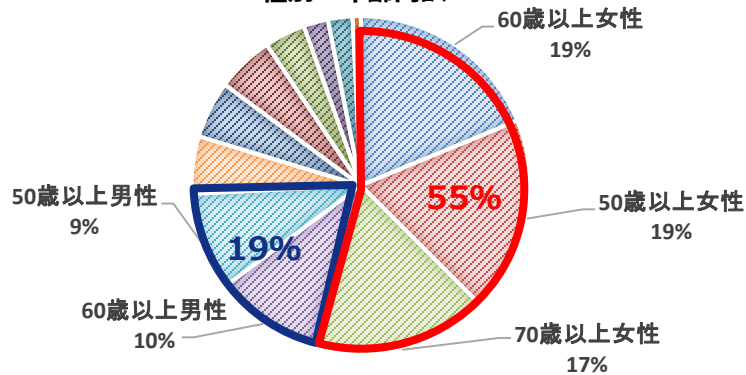
転倒災害の発生状況(相生署)

➤ 相生署管内において転倒による災害の発生状況(休業4日以上、平成30年から令和5年10月まで)

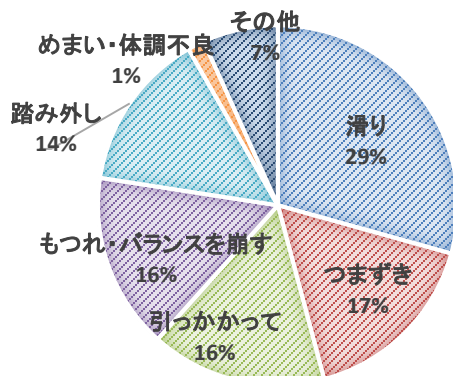
転倒災害発生件数の推移



性別・年齢内訳



転倒時の類型



転倒による怪我の態様

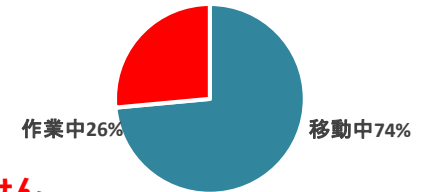
- **骨折 (約77%)**
- 捻挫
- 打撲
- 創傷 など

転倒災害による平均休業日数 (※労働者死傷病報告による休業見込日数)

43日

転倒したのは...

転倒害が起きているのは
移動のときだけではありません



<その他の転び方>

- 他人とぶつかった・ぶつかられた
- 台車の操作を失敗した
- 他人、動物等を避けようとしてバランスを崩した
- 服が引っかかった
- 坂道等でバランスを崩した
- 立ち上がったときにバランスを崩した
- 靴紐を踏んだ
- 風でバランスを崩した

転倒災害対策(ハード・ソフト面からの対策)自己診断ツール

➤ 転倒リスク・骨折リスク

- 一般に加齢とともに身体機能が低下し、転倒しやすくなります
→「転びの予防 体力チェック」「ロコチェック」をご覧ください
- 特に**女性は加齢とともに骨折のリスクも著しく増大**します
→対象者に市町村が実施する「骨粗鬆症検診」を受診させましょう
- 現役の方でも、**たった一度の転倒で寝たきりになることも**
→「たった一度の転倒で寝たきりになることも。転倒事故の起こりやすい箇所は？」(内閣府ウェブサイト)



転びの予防
体力チェック



ロコチェック



内閣府ウェブサイト

- ・「ロコモとは？」**運動器の障害のために移動機能の低下をきたした状態**を「ロコモティブシンドローム」＝「ロコモ」といいます。スマホなどから**7つの項目から診断**、結果からロコトレで予防や医療機関等が紹介している。

出典：ロコモチャレンジ！推進協議会

転倒災害対策（ハード・ソフト面からの対策）

➤ 「つまずき」等による転倒災害の原因と対策


- ☑ (なし) 何もないところでつまずいて転倒、足がもつれて転倒
➤ 転倒や怪我をしにくい**身体づくり**のための運動プログラム等の導入（★）

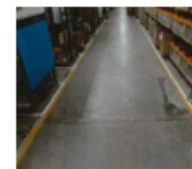



職場 3分
エクササイズ




中央労働災害
防止協会
転倒予防セミナー


- ☑  作業場・通路に放置された物につまずいて転倒
➤ バックヤード等も含めた**整理、整頓**（物を置く場所の指定）の**徹底**




- ☑  通路等の凹凸につまずいて転倒
➤ 敷地内（特に従業員用通路）の**凹凸、陥没穴等**（ごくわずかなものでも危険）を確認し、**解消**

- ☑  作業場や通路以外の障害物（車止め等）につまずいて転倒
➤ 適切な通路の設定
➤ 敷地内駐車場の車止めの「見える化」







- ☑  作業場や通路の設備、什器、家具に足を引っかけて転倒
➤ 設備、什器等の角の「見える化」

- ☑  作業場や通路のコードなどにつまずいて転倒
※引き回した労働者が自らつまずくケースも多い
➤ 転倒原因とならないよう、電気コード等の引き回しのルールを設定し、労働者に遵守を徹底させる



転倒災害対策（ハード・ソフト面からの対策）

➤ 「滑り」による転倒災害の原因と対策

-  **凍結した通路等で滑って転倒**
➤従業員用通路の除雪・融雪。凍結しやすい箇所には融雪マット等を設置する（★）
-  **作業場や通路にこぼれていた水、洗剤、油等により滑って転倒**
➤**水、洗剤、油等がこぼれていることのない状態を維持する。**
（清掃中エリアの立入禁止、清掃後乾いた状態を確認してからの開放の徹底）
-  **水場（食品加工場等）で滑って転倒**
➤滑りにくい履き物の使用（労働安全衛生規則第558条）
➤**防滑床材・防滑グレーチング等**の導入、摩耗している場合は再施工（★）
➤隣接エリアまで濡れないよう処置
-  **雨で濡れた通路等で滑って転倒**
➤雨天時に滑りやすい敷地内の場所を確認し、防滑処置等の対策を行う



（★）については、高年齢労働者の転倒災害防止のため、中小企業事業者は「エイジフレンドリー補助金」（補助率1/2、上限100万円）を利用できます



エイジフレンドリー補助金



中小規模事業場
安全衛生サポート事業

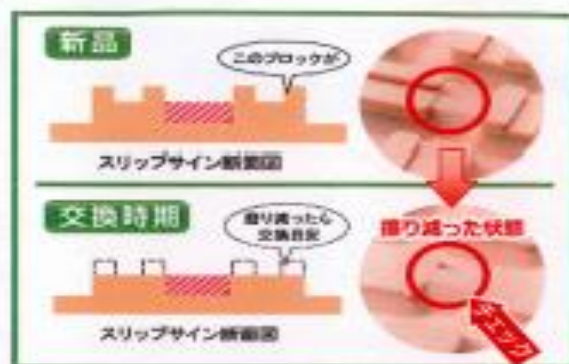
中小事業者は、無料で安全衛生の専門家のアドバイスが受けられます。※令和5年度の受付期間終了しました。

靴の裏をこまめに点検しましょう！

周知や教育も必要です。

スリップサインを活用して スペリ度をチェック

靴の交換時期を分かりやすくするために、靴底3カ所にスリップサインがあります。



ワンポイント

さらにスペリにくくする為に靴底の汚れもチェック！

靴底の汚れはスペリの原因の1つ。こまめに汚れをとってスペリを防止しましょう。

交換時期がきたら、新しい靴に履き替えましょう！



3カ所のうち2カ所以上のブロック意匠の磨り減りや潰れがあれば交換の目安です。

ただし、スリップサインは危険予知の為にサインであり、滑りにくさを保証するものではありません。

#ハッシュタグをつけてひろめよう転倒予防

➤ 「#転倒災害は労働災害です」を合言葉にひろめよう転倒予防

4 「#転倒災害は労働災害です」をつけて ひろめよう転倒予防

※ 投稿・閲覧イメージ動画を配信しています。



転倒災害は労働災害です 検索

SNSで好事例やヒヤリハットを発信し、
転倒予防の情報を共有しませんか。
あなたの発信が、たぶん誰かの為
になります。



➤ 転倒予防・腰痛予防の取組の総合サイト

- ・西川きよしがリーダーとなって、マジカルラブリー、アインシュタイン、男性ブランコ、ぼる塾といった人気芸人が、転倒・腰痛予防の方法を分かりやすく紹介しています。
「スベッチャダメよ！転倒予防 ムチャしちゃダメよ！腰痛予防」のキャンペーンを継続中！
- ・その他、安全衛生に関する教材、動画、改善事例、見える化など紹介しています。



「見える化」参考事例

➤ 「見える」安全活動コンクール優良事例

[出典]中央労働災害防止協会


7 「見える」安全活動
コンクール優良事例




「あんぜんプロジェクト」には安全活動の優良事例を掲載しています！
※同サイトは「あんぜんプロジェクト」から「SAFEコンソーシアム」に移行します。

1. 転倒災害及び腰痛を防ぐための「見える化」

【優良な活動事例】

<p>応急処置マニュアル作成と腰痛の見える化</p>	<p>水平展開く危険の見える化</p>	<p>蛍光テープ貼りを利用した避難経路安全性向上取り組み</p>
		
<p>株式会社トーコン クイズによる作業参加型がよい</p>	<p>小仏災害復旧工事事務所 (所属：鹿島建設株式会社) ヒヤリハット場所の明示がよい</p>	<p>日本精工株式会社 大津工場 災害は、いつ、何時発生するかわからない</p>
<p>メガネ曇り止め設置</p>	<p>排水ビット上蓋軽量化による腰痛防止</p>	<p>「ビット蓋の貫通部」の改善による腰痛防止</p>
	<p>腰痛を防ぐための「見える化」 鉄製のビット上蓋をアルミ製に変更し軽量化！</p> 	
<p>ダイハツ工業株式会社 本社 (池田) 工場 第1地区 新たなリスクに対する素早い対応が良い</p>	<p>富士フィルム (株) 富士宮事業場 新たなリスクに対する素早い対応が良い</p>	<p>東芝インフラシステムズ株式会社 東北支社 腰痛になりやすい作業を撲滅</p>